

利用者のために

1 調査の目的

牛乳乳製品統計調査は、牛乳及び乳製品の生産に関する実態を明らかにするとともに、畜産行政に必要な基礎資料を得ることを目的としている。

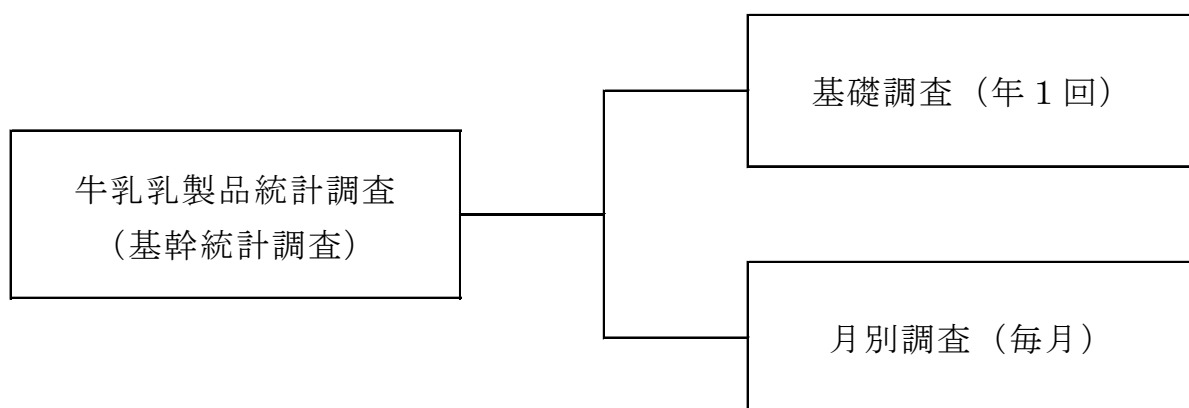
2 調査の根拠法令

統計法（平成 19 年法律第 53 号）第 9 条第 1 項の規定に基づく総務大臣の承認を受けた基幹統計調査として、牛乳乳製品統計調査規則（昭和 46 年農林省令第 38 号）に基づき実施した。

3 調査機構

農林水産大臣が委託した民間事業者（以下「民間事業者」という。）を通じて実施した。

4 調査の体系



5 調査の対象

日本標準産業分類に掲げる次の産業に属する事業所のうち牛乳処理場及び乳製品工場（以下「処理場・工場」という。）並びにこれらを管理する本店又は主たる事務所（以下「本社」という。）とする。

ただし、アイスクリームのみを製造する乳製品工場のうち、年間の製造量が5万リットルに満たない工場及び乳飲料、はっ酵乳又は乳酸菌飲料のみを製造する牛乳処理場のうち、生乳を処理しない工場は除く。

注： 本調査で分類する処理場・工場と日本標準産業分類の対応は次表のとおり。

調査の範囲	日本標準産業分類上の分類
処理場・工場	09 食料品製造業
	091 畜産食料品製造業
	0913 処理牛乳・乳飲料製造業
	0914 乳製品製造業（処理牛乳、乳飲料を除く）

6 抽出方法

事業所母集団データベースから処理場・工場に該当する事業所を抽出し、毎年、都道府県、保健所等から収集した休廃業等の状況を反映させた情報を母集団とする。

(1) 基礎調査

令和5年12月31日現在で稼働している全国の全ての処理場・工場

(2) 月別調査

以下のア～オのいずれかに該当する処理場・工場又は本社

ア 全ての乳製品工場

イ 基礎調査結果における12月の月間受乳量が300トン以上の牛乳処理場

ウ 基礎調査結果における12月の月間受乳量が300トン未満の処理場であって、かつ、県外から生乳を受乳又は、県外へ飲用牛乳等を出荷（出荷予定を含む。）している牛乳処理場

エ ア～ウの処理場・工場における12月の月間受乳量が、基礎調査対象処理場・工場の都道府県別の12月の月間受乳量の80%に満たない場合について、カバレッジが80%を超えるまでの牛乳処理場

オ 全粉乳、脱脂粉乳、バター及びホエイパウダーの在庫を一括管理している本社

なお、イ・ウについては、令和5年3月に令和4年の基礎調査結果が公表されたため、1～3月分は令和3年、4～12月分は令和4年の基礎調査結果を用いている。

7 調査対象処理場・工場数

基礎調査及び月別調査の調査対象処理場・工場数は次表のとおりである。

		基礎調査	月別調査											
			令和5年1月	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12
処理場・工場	調査対象数(事業所)	542	343	341	341	355	355	355	355	355	353	353	353	353
	有効回答率(%)	100	100	100	100	100	100	100	100	100	100	100	100	100
本社	調査対象数(社)	-	15	15	15	15	15	15	15	15	15	15	15	15
	有効回答率(%)	-	100	100	100	100	100	100	100	100	100	100	100	100

8 調査の時期

令和5年（1月～12月）の1年間を調査期間とし、基礎調査は12月31日現在、月別調査は毎月末日現在で実施した。

9 調査事項

(1) 基礎調査

経営組織、常用従業者数、生乳の送受乳量及び用途別処理量、牛乳等の種類別

生産量、飲用牛乳等の県外出荷の実績又は予定の有無及び容器容量別生産量、生産能力、乳製品の種類別生産量、年末在庫量及び使用量

(2) 月別調査

生乳の集乳地域別受乳量及び仕向け地域別送乳量、生乳の用途別処理量、牛乳等の種類別生産量、飲用牛乳等の地域別出荷量、乳製品の種類別生産量、月末在庫量及び使用量

10 調査方法

民間事業者が調査票を郵送により配布し、調査対象者が記入した調査票を郵送、FAX 若しくはオンラインにより回収する自計調査により実施した。

11 集計方法

本調査の集計は、農林水産省大臣官房統計部において行った。

(1) 基礎調査

都道府県別の数値は、各都道府県の調査対象処理場・工場の調査結果を合計して算出し、全国計は都道府県ごとの計を合計して算出した。

(2) 月別調査

ア 「牛乳等向け処理量」、「牛乳等向けのうち、業務用向け処理量」、「欠減」、「牛乳生産量」、「牛乳のうち、業務用生産量」、「牛乳のうち、学校給食用生産量」、「加工乳・成分調整牛乳生産量」、「加工乳・成分調整牛乳のうち、業務用生産量」、「加工乳・成分調整牛乳のうち、成分調整牛乳生産量」、「乳飲料生産量」、「はっ酵乳生産量」及び「乳酸菌飲料生産量」の各項目の都道府県計値は、次の方法により、月別調査対象処理場・工場の調査値と月別調査対象処理場・工場以外の推計値を合計して算出した。

$$T = T_1 + T_2$$

$$\left[\begin{array}{l} T : \text{推計対象項目の推計値} \\ T_1 : \text{月別調査対象処理場・工場に係る調査結果の合計} \\ T_2 : \text{月別調査対象処理場・工場以外に係る推計値} \end{array} \right.$$

$$T_2 = \frac{X}{Y} y$$

$$\left[\begin{array}{l} X : \text{月別調査対象処理場・工場に係る月別調査の調査結果の合計} \\ Y : \text{月別調査対象処理場・工場に係る基礎調査の調査結果の合計} \\ y : \text{月別調査対象処理場・工場以外に係る基礎調査の調査結果の合計} \end{array} \right.$$

※本式の Y 及び y について

直近の基礎調査結果を用いて推計を実施する月別調査においては、

4月に標本選定替えを行うため、調査対象年をnとした場合、次のように推計に利用する。

1月分から3月分の調査 : n-2年基礎調査を用いて推計

4月分から12月分の調査 : n-1年基礎調査を用いて推計

また、全国計は、各都道府県の計を合計して算出した。

イ ア以外の項目

各都道府県の計は、月別調査対象処理場・工場の調査結果を合計して算出し、全国計は各都道府県の計を合計して算出した。なお、乳製品在庫量の全国計は、月別調査対象処理場・工場及び本社の調査結果を合計して算出した。

12 実績精度

本調査結果は、全数調査又は一定規模以上等の処理場に対する有意抽出による調査の結果を基に集計又は推計している（基礎調査及び乳製品工場に対する月別調査にあつては全数調査、牛乳処理場に対する月別調査にあつては一定規模以上等の処理場に対する月別調査結果と基礎調査結果から全体を推計）ため、実績精度の算出は行っていない。

13 用語の解説

本調査における品目の定義は、次のとおりである。

生乳	搾乳したままの人の手を加えない牛の乳をいう。 なお、本調査での乳とは、「乳及び乳製品の成分規格等に関する命令」（昭和26年厚生省令第52号。以下「乳等命令」という。）で定める乳から生山羊乳、殺菌山羊乳及び生めん羊乳を除いたものをいう。
生乳生産量	初乳（分娩後5日内の乳）を除く生乳の総量をいう。 処理場・工場に出荷された生乳の数量及び生産者の自家飲用や子牛ほ乳用などの出荷されない生乳の数量を含めた。 なお、生産者が疾病、薬剤投与等により生乳を廃棄した場合は、生産量に含めない。
牛乳等	飲用牛乳等に乳飲料、はっ酵乳及び乳酸菌飲料を加えたものを総称して牛乳等という。 乳等命令では、乳飲料、はっ酵乳及び乳酸菌飲料は、乳製品に分類しているが、これらは製造過程及び施設が飲用牛乳等

	と同一又は類似しており、流通も同一であることから、本調査では牛乳等として分類した。
飲用牛乳等	直接飲用に供する目的又はこれを原料とした食品の製造若しくは加工の用に供する目的で販売する牛乳、成分調整牛乳及び加工乳をいう。
牛乳	生乳以外のものを混入することなく、直接飲用又はこれを原料とした食品の製造若しくは加工の用に供する目的で販売する牛の乳で、乳等命令に沿って製造されたものをいう（以下の加工乳からアイスクリームまでについても同様に、乳等命令に沿って製造されたものとする。）。 なお、本調査では、ロングライフミルク（L L牛乳）及び特別牛乳は牛乳に含まれる。
加工乳	生乳、牛乳又は特別牛乳若しくはこれらを原料として製造した食品を加工したもの（成分調整牛乳、はっ酵乳及び乳酸菌飲料を除く。）をいう。
成分調整牛乳	生乳から乳脂肪分その他の成分の一部を除去したものをいう。
業務用	牛乳、成分調整牛乳及び加工乳のうち、直接飲用に仕向けられたものを除き、製菓用や飲料用等の食品原料用（製造・加工用）として仕向けられたものをいう。
学校給食用	牛乳のうち、学校給食用（幼稚園の給食用は除く。）のものをいう。
乳飲料	生乳、牛乳又は特別牛乳若しくはこれらを原料として製造した食品を主要原料とした飲料をいう。
はっ酵乳	乳又はこれと同等以上の無脂乳固形分を含む乳等（乳及び乳製品並びにこれらを主原料とする食品をいう。）を乳酸菌又は酵母ではっ酵させ、糊状若しくは液状にしたもの又はこれらを凍結したものをいう。
乳酸菌飲料	乳等を乳酸菌若しくは酵母ではっ酵させたものを加工し、

	又は主要原料とした飲料（はっ酵乳を除く。）をいう。
乳製品	粉乳、バター、クリーム、チーズ、れん乳及びアイスクリーム等をいい、本調査では全粉乳、脱脂粉乳、調製粉乳、ホエイパウダー、バター、クリーム、チーズ、加糖れん乳、無糖れん乳、脱脂加糖れん乳及びアイスクリームを調査した。
乳製品生産量	製菓、製パン、飲料等の原料や家庭用として販売する目的で生産した乳製品の量をいう。 なお、他の工場で完成品となったものを単に詰め替えたものは含めない。
全粉乳	生乳、牛乳又は特別牛乳からほとんど全ての水分を除去し、粉末状にしたものをいう。
脱脂粉乳	生乳、牛乳又は特別牛乳の乳脂肪分を除去したものからほとんど全ての水分を除去し、粉末状にしたものをいう。
調製粉乳	生乳、牛乳又は特別牛乳若しくはこれらを原料として製造した食品を加工し、又は主要原料とし、これに乳幼児に必要な栄養素を加え粉末状にしたものをいう。
ホエイパウダー	乳を乳酸菌で発酵させ、又は乳に酵素若しくは酸を加えてできた乳清からほとんど全ての水分を除去し、粉末状にしたものをいう。 本調査では、ホエイパウダーの総量に加えて、タンパク質含有量 25%未満のもの及び同 25%以上 45%未満のものを調査した。
バター	生乳、牛乳又は特別牛乳から得られた脂肪粒を練圧したものをいう。
クリーム	生乳、牛乳又は特別牛乳から乳脂肪分以外の成分を除去したものをいう。 なお、平成 28 年 12 月の調査までは、「クリームを生産する目的で脂肪分離したもの」に限定して調査していたところであるが、29 年 1 月調査以降は、バター、チーズを製造する過程で製造されるクリーム及び飲用牛乳等の脂肪調整用の抽出

	クリームのうち、製菓、製パン、飲料等の原料や家庭用として販売するものを含めて、クリームとして調査した。
脱脂濃縮乳	生乳、牛乳又は特別牛乳から乳脂肪分を除去し濃縮したものをいう。
濃縮乳	生乳、牛乳又は特別牛乳を濃縮したものをいう。
チーズ	ナチュラルチーズ及びプロセスチーズをいう。 ナチュラルチーズとは、次の1又は2のものをいう。 1 乳、バターミルク、クリーム又はこれらを混合したもののほとんどの全て又は一部のタンパク質を酵素、その他の凝固剤により凝固させた凝乳から乳清の一部を除去したもの又はこれらを熟成したもの 2 1に掲げるもののほか、乳等を原料として、タンパク質の凝固作用を含む製造技術を用いて製造したものであって、1と同様の化学的、物理的及び官能的特性を有するもの プロセスチーズとは、ナチュラルチーズを粉砕し、加熱溶融し、乳化したものをいう。 なお、本調査では、同一工場内で製造するプロセスチーズに仕向けた原料用ナチュラルチーズの生産量は除いた。
直接消費用 ナチュラルチーズ	業務用（菓子原料用等）又は家庭用として直接販売されるナチュラルチーズをいい、チーズの内訳として調査した。
加糖れん乳	生乳、牛乳又は特別牛乳にしょ糖を加えて濃縮したものをいう。
無糖れん乳	濃縮乳であって直接飲用に供する目的で販売するものをいう。
脱脂加糖れん乳	生乳、牛乳又は特別牛乳の乳脂肪分を除去したものにしょ糖を加えて濃縮したものをいう。
アイスクリーム	乳若しくはこれらを原料として製造した食品を加工し、又は主要原料としたものを凍結させたものであって、乳固形分3.0%以上を含むアイスクリーム類のうち、本調査では、乳脂

	肪分 8 %以上のハードアイスクリームを対象として調査した。
乳製品在庫量	調査月の月末時点で、まだ出荷されていない乳製品の在庫量をいい、他社から買い受けたもの、輸入したもの及び農畜産業振興機構が放出したカレントアクセス分を買い受けたものを含めた。 なお、本調査では、全粉乳、脱脂粉乳、ホエイパウダー及びバターについては在庫量を把握し、脱脂粉乳、ホエイパウダー及びバターについては国産及び輸入に区分した。 全粉乳、脱脂粉乳、ホエイパウダー及びバターのいずれかを生産又は委託生産している事業者が保有しているものを在庫量として計上した。 注：カレントアクセスとは ウルグアイ・ラウンドで関税化した乳製品については、最低限のアクセス機会の提供が義務づけられることになり、基準期間（1986～1988 年）の輸入数量を維持することが合意された。これをカレントアクセスという。 具体的には、バター及び脱脂粉乳について、基準期間における平均輸入量 13 万 7,000 トン（生乳換算）を輸入することが義務づけられている。 ただし、輸入品目について、バターにするか、脱脂粉乳にするか、双方の組み合わせにするかはわが国の判断に委ねられている。
生乳の移出(入)量	処理場・工場が県外の生産者・集乳所又は処理場・工場から生乳を受乳した量を移入量といい、生産者・集乳所又は処理場・工場が県外の処理場・工場へ生乳を送乳した量を移出量という。 生乳の都道府県間の移出（入）量を把握することによって、都道府県別の生乳の生産量及び処理量を明らかにする。
生乳処理量	牛乳等及び乳製品を製造するために仕向けた生乳の量等をいう。
牛乳等向け	牛乳等に仕向けたものをいう。
業務用向け	牛乳等向けのうち、製菓用や飲料用等の食品原料用（製造・

	加工用)の牛乳、成分調整牛乳及び加工乳として仕向けたものをいう。
乳製品向け	生乳のまま乳製品に仕向けたものをいう。
チーズ向け	乳製品向けのうち、チーズを製造するために仕向けたものをいう。 なお、「クリーム」の調査定義の変更により、平成 29 年 1 月調査以降は、チーズを製造する過程で生産されたクリームに仕向けられた生乳を「チーズ向け」に含めていない。
クリーム向け	乳製品向けのうち、クリームを製造するために仕向けたものをいう。 なお、平成 29 年 1 月調査以降は、バター、チーズ等を製造する過程で製造されるクリーム及び飲用牛乳等の脂肪調整用の抽出クリームに仕向けた生乳についても、クリーム向けに仕向けた生乳として扱い、「クリーム向け」に含めた。
脱脂濃縮乳向け	乳製品向けのうち、脱脂濃縮乳を製造するために仕向けたものをいう。
濃縮乳向け	乳製品向けのうち、濃縮乳を製造するために仕向けたものをいう。
その他	輸送や牛乳乳製品の製造工程で減耗したもの等をいう。 なお、自家飲用及び子牛のほ乳用等で処理したものもここに含めた。
欠減	その他のうち、輸送や牛乳乳製品の製造工程で減耗したものをいう。
常用従業者	役員、正社員、準社員、派遣、アルバイト、パート等に関わりなく、12 月 31 日現在で、次の①～④のいずれかに該当する者をいう。 ① 期限を定めず雇用している者 ② 1 ヶ月以上の期間を定めて雇用している者 ③ 人材派遣会社からの派遣従業者、親企業等からの出向従業者等で、上記①、②に該当する者

	④ 重役、理事などの役員又は事業主の家族のうち、常時勤務している者
ガラスびん	着色していない透明なガラス瓶であって、口径 26mm 以上のものをいう。
紙製容器	防水加工を施したポリエチレン等の合成樹脂を用いる加工紙によって製造された容器（合成樹脂加工紙製容器包装）であって、テトラパック（三角形・小型）、ツーパック（直方体・小型）及びピュアパック（直方体屋根付き・大型）をいう。
生乳の貯乳能力	処理場・工場における貯乳タンクの貯乳可能量をいう。
生産能力	処理場・工場における、各品目別の、単位時間（1 時間）当たり又はバット（バターチャーン、チーズバット、濃縮機）当たりの最大生産可能量をいい、各製造工程中でボトルネックとなる工程の生産（処理）能力を調査した。 具体的には、飲用牛乳等及びはっ酵乳は充てん機、粉乳は乾燥機、クリームはクリームセパレーター（分離機）、バターはバターチャーン、チーズはチーズバット、れん乳は濃縮機、等である。
飲用牛乳等出荷（入荷）量	処理場・工場が県外の処理場・工場及び卸・小売業へ飲用牛乳等を出荷した量を出荷量といい、県外の処理場・工場から飲用牛乳等を入荷した量を入荷量という。
乳製品工場	乳製品を製造する施設をいう。ただし、乳製品工場のうち、アイスクリームのみを製造する工場で年間製造量が 5 万リットルに満たないものは除いた。
牛乳処理場	生乳又は牛乳を処理して牛乳等を製造する施設であって、乳製品工場以外のものをいう。

14 利用上の注意

(1) 統計表の地域区分

本統計表で用いる全国農業地域及び地方農政局の区分とその範囲は、次のとおりである。

ア 全国農業地域

全国農業地域名	所属都道府県名
北海道	北海道
東北	青森、岩手、宮城、秋田、山形、福島
北陸	新潟、富山、石川、福井
関東・東海	茨城、栃木、群馬、埼玉、千葉、東京、神奈川、山梨、長野
近畿	岐阜、静岡、愛知、三重
中国	滋賀、京都、大阪、兵庫、奈良、和歌山
四国	鳥取、島根、岡山、広島、山口
九州	徳島、香川、愛媛、高知
沖縄	福岡、佐賀、長崎、熊本、大分、宮崎、鹿児島 沖縄

イ 地方農政局

地方農政局名	所属都道府県名
関東農政局	茨城、栃木、群馬、埼玉、千葉、東京、神奈川、山梨、長野、静岡
東海農政局	岐阜、愛知、三重
中国四国農政局	鳥取、島根、岡山、広島、山口、徳島、香川、愛媛、高知

注： 上記以外の地方農政局（東北、北陸、近畿及び九州）と全国農業地域の所属都道府県は同じであることから、表章していない。

(2) 統計数値については、表示単位未満を四捨五入したため、合計値と内訳が一致しない場合がある。

(3) 統計表に用いた記号

統計表に用いた記号は、次のとおりである。

「0」、「0.0」：単位に満たないもの（例：0.04%→0.0%）

「－」：事実のないもの

「…」：事実不詳又は調査を欠くもの

「x」：個人又は法人その他の団体に関する秘密を保護するため、統計数値を公表しないもの

「△」：負数又は減少したもの

「nc」：計算不能

(4) 秘匿措置

統計調査結果について、調査対象処理場・工場数が2以下の場合には、個人又は法人その他の団体に関する調査結果の秘密保護の観点から、当該結果を「x」表示とする秘匿措置を施している。

なお、全体（計）からの差引きにより、秘匿措置を講じた当該結果が推定できる場合には、本来秘匿措置を施す必要のない箇所についても「x」表示としている。

(5) この統計表に掲載された数値を他に転載する場合は、「令和5年牛乳乳製品統計」（農林水産省）による旨を記載してください。

15 ホームページ掲載案内

本調査の累年データについては、農林水産省のホームページ中の「統計情報」の分野別分類「作付面積・生産量、家畜の頭数など」の「牛乳乳製品統計調査」で御覧いただけます。

なお、統計データ等に訂正等があった場合には、同ホームページに正誤表とともに修正後の統計表を掲載します。

<https://www.maff.go.jp/j/tokei/kouhyou/gyunyu/>

16 お問い合わせ先

農林水産省 大臣官房統計部

生産流通消費統計課消費統計室 食品産業動向班

電話 （代表） 03-3502-8111 内線 3717

（直通） 03-3591-0783

※ 本調査に関するご意見・ご要望は、上記問合せ先のほか、農林水産省ホームページでも受け付けております。

<https://www.contactus.maff.go.jp/j/form/tokei/kikaku/160815.html>